

群馬大学大学院医学系研究科及び医学部医学科学生国際交流委員会規程

平成26. 12. 16 制定

改正 平成29. 5. 1 令和 5. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科及び医学部医学科に、群馬大学大学院医学系研究科及び医学部医学科学生国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、他の委員会等で別途定められている事項は審議の対象としない。

- (1) 外国の大学等との学生交流に関する事。
- (2) 外国からの学生の受入れに関する事。
- (3) 外国の大学等への学生の派遣に関する事。
- (4) 奨学生の推薦に関する事。
- (5) 授業料減免者の推薦に関する事。
- (6) 学生寮及び寮生に関する事。
- (7) 留学生の生活指導に関する事
- (8) その他学生の国際交流に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学部医学科教務部会から選出された部会員 若干人
- (3) 医学部国際交流委員会から選出された委員 若干人
- (4) 大学院医学系研究科医科学専攻教務委員会から選出された委員 若干人
- (5) 大学院医学系研究科生命医科学専攻教務委員会から選出された委員 若干人
- (6) 大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター運営会議から選出された構成員 若干人
- (7) その他医学系研究科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号から第7号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

- 2 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くこと

ができる。

(提案又は報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに医学系研究科教授会又は医学部医学科会議に提案又は報告するものとする。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月16日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第7号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。